

# 宇部市産業振興条例の制定について



## ①宇部市産業振興条例の制定（令和4年12月）

### 背景

令和4年3月策定

- 宇部市産業振興計画（対象：第2次、3次産業）
  - 宇部市農林水産業振興計画（対象：第1次産業）
- 両計画を着実に推進していくことが必要

### 目的

産業振興の基本理念及び計画策定・評価を定め、本市の産業に関わる者の役割について明確化共創して、産業の振興による地域経済活性化を図る



# 宇部市産業振興条例の制定について

## ②産業振興計画推進委員会体制の見直し

### 産業振興計画推進委員会

変更前

目的：産業振興計画の進捗管理・  
検証等

委員：15名以内

商工団体、大学機関、金融機関、企業、  
支援機関、情報産業団体、商店街、観  
光、飲食業、若手経営者、雇用関係

### 産業振興計画推進委員会

変更後

目的：産業振興計画の進捗管理・  
検証等

委員：**20**名以内

商工団体、大学機関、金融機関、企業、  
支援機関、情報産業団体、商店街、観  
光、飲食業、若手経営者、雇用関係、  
**中小企業団体、物流関係**

### 専門部会

目的：**中小企業振興施策の調査審議**

部会長：**推進委員の中から選定**

**支援機関、中小企業団体、金融機関など  
テーマに応じて関係者を部会員とする**

